

伊丹市規則第34号

伊丹市聴聞手続規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年 4月21日

伊丹市長 中田 慎也

伊丹市聴聞手続規則の一部を改正する規則（令和8年伊丹市規則第34号）

伊丹市聴聞手続規則（平成6年伊丹市規則第39号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線部分（以下、改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
<p>（聴聞の期日又は場所の変更）</p> <p>第3条 市長等が法第15条第1項，県条例第15条第1項又は市条例第15条第1項の通知（<u>法第15条第3項</u>，<u>県条例第15条第3項</u>又は市条例<u>第15条第3項</u>の規定により通知をした場合を含む。）をした場合において，当事者は，やむを得ない理由がある場合には，市長等に対し，聴聞の期日又は場所の変更を申し出ることができる。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（聴聞の期日又は場所の変更）</p> <p>第3条 市長等が法第15条第1項，県条例第15条第1項又は市条例第15条第1項の通知（<u>法第15条第4項</u>，<u>県条例第15条第4項</u>又は市条例<u>第15条第4項</u>の規定により通知をした場合を含む。）をした場合において，当事者は，やむを得ない理由がある場合には，市長等に対し，聴聞の期日又は場所の変更を申し出ることができる。</p> <p>2・3 （略）</p>

付 則

この規則は，令和8年5月21日から施行する。